

# 医協ニュース

第8号

## ■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 新年のご挨拶
- ☐ 賛助会員制度のご案内
- ☐ 医学書籍WEB購買・FAXサービスのご案内
- ☐ 活動報告(各種会議)
- ☐ 医協セミナー(第18回、第19回)のご報告
- ☐ 事業承継のときに考えておきたい資金繰り対策(第19回セミナーのポイント)

## 新年のご挨拶



宮城県医師協同組合 理事長 伊東潤造

新年明けましておめでとうございます。組合員各位にはすこやかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。昨年中は、本組合の事業運営につきまして、あたたかいご支援とご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年11月に行われました全国医師協同組合連合会第36回通常総会の席上、損害保険代理店事業の実績、購買事業の実績により福祉部門3年連続、購買部門では初の受賞を受け、両部門で表彰されました。購買事業は、昨年度よりサービスを開始しました「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を多くの先生方にご利用いただき有難うございます。

本組合でも、中小企業等協同組合法の改正施行に伴い、昨年5月の総代会で定款並びに諸規約を改定いたしました。この改定で「賛助会員制度」を導入し、開業医以外の宮城県医師会会員の先生方にも、組合員同様のサービスがご利用いただけるようになりました。今後も組合員・賛助会員の先生方にはより良いサービスを提供出来るよう努力していく所存であります。

また、重点事業として取り組んでおります教育情報提供事業につきましては、本年度も「医業経営セミナー」や「マナーマネジメントセミナー」を宮城県医師会の共催のもと、新入職員マナーのイロハや人事・労務対策研修など開催いたしました。ご多忙の中、ご参加いただきました皆様には改めてお礼を申し上げます。

本年も、県医師会のご指導のもと、相互扶助の基本理念を忘れずに着実に前進し、組合員福祉の向上に寄与していく所存でありますので、これまで以上のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 賛助会員制度のご案内

本組合では、開業会員以外の先生方にも組合員と同様のサービスをご利用いただけるよう「賛助会員制度」を設けました。

### 賛助会員制度

- 加入資格 …… 宮城県医師会会員（開業会員以外）
- 入会金 …… 1,000円  
（年会費、賦課金等は一切不要です。また、退会時には入会金をお返しいたします。）
- 申込方法 …… 本組合へ加入申込書をご請求下さい。  
※入会金、購買代金等をお支払いただくための口座登録が必要です。  
なお、入会金・購買代金の引き去りは業務委託先である宮城県医師会が行います。

### 主なサービスの紹介

- ① 医学書籍WEB購買・FAX購買サービス  
和書・洋書あらゆる書籍が組合員価格・送料無料で購入できます。
- ② JMCキャンペーン  
医療機器等が組合員価格でご購入いただけます。

## 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を行っております。

和書・洋書あらゆる書籍が **組合員価格** さらに **送料完全無料**

和書・洋書のあらゆる書籍が組合員価格で購入いただけます。  
さらに送料無料で書籍をお届けいたします。

### ネットで本を簡単検索・購入

和書200万件・洋書360万件の膨大な情報にアクセス可能。  
最新の書籍情報を検索して、目的の書籍を簡単に購入できます。  
また、ご注文いただいた書籍の入荷状況も画面上からご確認いただけます。絶版・品切れ等の事故情報もメールでご連絡いたします。  
ネット環境がない先生方もFAXでご注文いただけます。(専用注文用紙)

### 宮城県医師協同組合から安心請求

ご注文いただいた書籍代金は、本組合より毎月まとめて、ご請求いたします。

### お申し込み方法

- ① 本組合へ「利用申込書」をご請求下さい。
- ② 本組合より「利用申込書」をご送付いたします。
- ③ 「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXして下さい。
- ④ ID・パスワード・利用ガイドが郵送されます。
- ⑤ 利用ガイドに記載のURLにアクセスして利用が開始されます。

**組合員価格  
送料無料**



## 活動報告（各種会議）

### 1. 理事会

第6回常務理事会

[平成20年12月3日(水)午後2時／宮城県医師会館]

### 2. 関係団体各種会議

全国医師協同組合連合会関係

(1) 平成20年度事務局代表者会議

[平成20年12月6日(土)～7日／東京都・富士ソフトアキバプラザ]

宮城県中小企業団体中央会関係

(1) 改正組合法セミナー

[平成21年1月21日(水)／パレスへいあん]

## 医協セミナー（第18回、第19回）のご報告

### ●第18回（労働時間と賃金の関係）

去る平成20年11月20日(木)午後6時30分より「第18回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

人事・労務シリーズ第3弾（最終回）として「労働時間と賃金の関係＝正しい知識で仕事もすっきり＝」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、社会保険労務士の豊嶋正孝氏を招いて開催しました。

当日は26名と多数の皆様にご参加いただき、法的知識に基づいた医療機関特有の長時間労働への対処方法などについて、実例を交えた講演内容でした。



### ●第19回（事業承継のときに考えたい資金繰り対策）

去る平成21年1月22日(木)午後6時30分より「第19回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

今回は「事業承継のときに考えたい資金繰り対策＝相続対策は急にはできません＝」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、(株)リスクマネジメント・ラボラトリーの清水英孝氏を招いて開催しました。

当日は26名と多数の皆様にご参加いただき、不動産による対策、生存退職金・所得分散等による対策などについて、大変分かりやすい講演内容でした。



### 保険の整理をご希望の先生方へ

宮城県医師協同組合では先生方にご加入されている保険の一元管理ができますよう、加入保険の一覧表を作成する「保険証券一覧表作成サービス」（無料）を実施しております。ご希望の方は宮城県医師協同組合までご連絡ください。

## 事業承継のときに考えておきたい資金繰り対策（第19回セミナーのポイント）

先日、事業承継・相続対策のセミナー（第19回宮城県医師協同組合セミナー）がございましたが、よく、個別相談でお伺いさせていただきました先生・奥様方から、「どのくらいの相続税が発生するのだろうか?」、との質問をいただきます。今回は、例を参考に相続税を計算してみましょう。

下記の表の様な財産が相続財産になります。

種類	軽減・注意等	相続税評価合計
不動産	自宅の土地は240㎡まで20%評価等	70,000,000
動産	車・バイクやヨット等	5,000,000
金融資産（現金・証券等）	有価証券は相続発生時の時価	40,000,000
医療法人資産	「持分」あり、なしで注意	50,000,000
生命保険	500万×法定相続人の数までは非課税	85,000,000
死亡退職・弔慰金	500万×法定相続人の数+弔慰金は非課税	85,000,000
会員権・年金・貴金属など		10,000,000
負債	マイナスの財産になります	-45,000,000
合計		300,000,000

※各々相続税法上の評価の仕方が違いますのでご注意ください。

①この相続財産の合計額から相続税の基礎控除を差し引いた額が、課税遺産総額（相続税の課税対象になる金額）になります。

相続財産合計	－	基礎控除（5000万＋法定相続人数×1000万）	=	課税遺産総額
--------	---	--------------------------	---	--------

②例に基づいて、相続税の計算を行ないます。

例）相続財産合計が3億円、妻、子2人（妻と子2人、合計3人が法定相続人）

まず、課税遺産総額の計算ですが、

$$\begin{aligned} \text{課税遺産総額} &= \text{相続財産合計（3億）} - \text{基礎控除（5000万} + 3\text{人} \times 1000\text{万} = 8000\text{万）} \\ &= 3\text{億} - 8000\text{万} = 2\text{億}2000\text{万} \end{aligned}$$

次に、この課税遺産総額（2億2000万）を、法定相続割合で仮に相続したとして計算を行います。法定相続割合は妻が1/2、残りの1/2を子2人で割るので、子1人1/4。（実際は残りの1/2を子の人数で割る。）この額に下記表に基づき税率をかけ、控除額を引いたものが仮の相続税額になります。

$$\text{妻} = \text{課税遺産総額（2億2000万）の} 1/2 = 1\text{億}1000\text{万} \Rightarrow 1\text{億}1000\text{万} \times 40\% - 1700\text{万} = 2700\text{万}$$

$$\text{子} = \text{課税遺産総額（2億2000万）の} 1/4 = 5500\text{万} \Rightarrow 5500\text{万} \times 30\% - 700\text{万} = 950\text{万}$$

・相続税速算表

税額 = (A) × (B) - (C)		
(A) 法定相続分に 応じた取得金額	(B) 率	(C) 控除額
1000万以下	10%	0
1000万超 ～ 3000万以下	15%	500,000
3000万超 ～ 5000万以下	20%	2,000,000
5000万超 ～ 1億以下	30%	7,000,000
1億超 ～ 3億以下	40%	17,000,000
3億超	50%	47,000,000

仮の相続税合計額は、妻2700万、子1人950万、2子950万、合計4600万になります。

この4600万を実際に相続した財産の割合で納税します。妻は財産の半分1億5000万相続、納税額は4600万の半分2300万。ただし、妻には配偶所控除があるので、今回の場合は無税になります。1子は財産の3割を相続。納税額は1380万。2子は残りの2割を相続。納税額は920万。今回の納税額は合計2300万になります。

以上、相続税の計算を行って見ましたが、上記の例で妻が死亡しており、法定相続人が子2人の場合、納税額は5800万にもなります。是非、相続対策や争族対策を行い、スムーズな事業承継を行ってください。

(株)スクマネジメント・ラボラトリー（宮城県医師協同組合業務委託先）大友 弘信

### お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5（宮城県医師会館内3階）  
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp